電気需給約款（高圧・特別高圧）
【市場連動プラン】

（中国電力管内）

株式会社海響みらい電力

2025 年 4 月 1 日制定
2026 年 11 月 1 日改定

目次

第 1 章 総則 4
第 1 条（適用） 4
第 2 条（本約款の変更） 4
第 3 条（定義） 4
第 4 条（単位および端数処理） 5
第 5 条（定めの無い事項） 5
第 2 章 契約の申込み 6
第 6 条（電気需給契約の申込み） 6
第 7 条（遵守事項） 6
第 8 条（電気需給契約の成立） 6
第 9 条（供給の開始） 7
第 10 条（承諾の限界） 7
第 3 章 契約電力および料金 7
第 11 条（契約電力） 7
第 12 条（料金） 8
第 4 章 料金の算定および支払い 11
第 13 条（検針日） 11
第 14 条（料金の算定期間） 11
第 15 条（使用電力量等の計量） 11
第 16 条（料金の算定） 12
第 17 条（料金その他の支払方法） 12
第 18 条（料金の支払義務および支払期日） 12
第 19 条（延滞利息） 12
第 5 章 使用および供給 13
第 20 条（適正契約の保持） 13
第 21 条（契約超過金） 13
第 22 条（力率の保持） 13
第 23 条（託送供給に関する事項） 13
第 24 条（供給の停止等） 14
第 25 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止） 14
第 26 条（損害賠償の免責） 15
第 27 条（設備の賠償） 15

第 6 章 契約の変更および終了 15
第 28 条（電気需給契約の変更） 15
第 29 条（電気需給契約の廃止） 16
第 30 条（需給開始後の需給契約廃止または変更に伴う料金および工事費の精算） 16
第 31 条（解約等） 16
第 32 条（電気需給契約廃止後の債権債務関係） 17
第 33 条（違約金および損害賠償の免責） 17
第 7 章 工事費の負担 18
第 34 条（記録型計量器等の取付け） 18
第 35 条（供給設備の工事費負担金） 18
第 8 章 その他 18
第 36 条（反社会的勢力の排除） 18
第 37 条（管轄裁判所） 19
第 38 条（本約款の実施日） 19
別表 1 標準料金表 20
別表 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金 21
別表 3 非化石証書費 21

第１章 総則

第１条（適用）

この電気需給約款（高圧・特別高圧）（以下「本約款」といいます。）は株式会社海響みらい電力（以下「当社」といいます。）が、当社所定の方法によって申込みをいただいた高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客様（以下「お客さま」といいます。）に対し、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して、二酸化炭素排出量をゼロとすることができる環境負荷の低い再生可能エネルギー由来の電気を供給するときの標準的な電気料金とその他の供給条件等を定めたものです。

第２条（本約款の変更）

1. 当社は、法令、条例、規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、消費税および地方消費税の税率が変更された場合、燃料費等が高騰した場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の条件は変更後の約款によります。
2. 当社は、変更後の本約款に基づき、電気需給契約の変更についてお客さまに申入れを行うことがあります。

第３条（定義）

本約款における用語の定義は、それぞれ次の各号のとおりとします。

（1） 高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

（2） 特別高圧

標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。

（3） 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

（4） 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を 1 次側電圧とする変圧器およびその 2 次側に施設される変圧器をいいます。

（5） 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

（6） 最大需要電力

需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいいます。

（7） 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

（8） 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間をいいます。

（9） 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

（10） 非化石証書

経済産業省及びその委託を受けた一般社団法人日本卸電力取引所が運営する、非化石価値（高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値）、ゼロエミ価値（温対法上

の CO2 排出係数が 0kg-CO2/kWh である価値）及び環境表示価値（小売電気事業者が需

要家に対して付加価値を表示・主張することができる価値）を有する証書をいいます。

第 4 条（単位および端数処理）

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次の各号のとおりとします。

（1） 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は 1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入とします。

（2） 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入とします。ただし、高圧で供給する場合で、本約款第 11 条第 1 項第 1 号を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット未満となるときは、契約電力を 1 キロワットとします。

（3） 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入とします。

（4） 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入とします

（5） 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てとします。

第 5 条（定めの無い事項）

本約款に定めのない事項は、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

第 2 章 契約の申込み

第 6 条（電気需給契約の申込み）

1. お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合、当社は、電気事業法第 2 条の 13 に基づく契約締結前の書面交付を行うものとし、お客さまは、あらかじめ本約款および当該書面を承諾のうえ、当社所定の方法により必要事項を明記のうえ、申込みをするものとします。
2. 前項による申込みをするにあたり、契約負荷設備、契約受電設備および契約電力を記載する場合は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、申込みをするものとします。この場合、1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により提出するものとします。
3. 供給設備の工事を要することが見込まれる場合は、供給開始までに長期間を要することがあるため、あらかじめその旨を当社に申し出るものとし、供給設備の状況等について一般送配電事業者に照会したうえで、申込みをするものとします。

第 7 条（遵守事項）

お客さまは、電気需給契約により当社からの電気の供給を受ける場合は、次の各号の定めを遵守するものとします。

（1） お客さまが電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続する場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、一般送配電事業者が定める系統連系技術要件を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること

（2） 一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守し、一般送配電事業者からの給電指令に従うこと

第 8 条（電気需給契約の成立）

1. 電気需給契約は、本約款第 6 条第 1 項によるお客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立するものとし、当社は、電気需給契約の成立後、電気事業法第 2 条の 14 に基づく契約締結後の書面交付を行います。
2. 電気需給契約の契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までとします。契約期間満了日の 3 か月前までに、お客さま、または、当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、1 年ごとに同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 電気需給契約書に当社が契約期間を記載して提示した場合には、前項の規定にかかわらず、その電気需給契約の契約期間は、電気需給契約書に記載された期間とします。

第 9 条（供給の開始）

1. 当社は、お客さまの電気需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
2. 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

第 10 条（承諾の限界）

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に廃止しているものを含む他の需給契約の料金を、支払期日を経過しても支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、電気需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

第 3 章 契約電力および料金

第 11 条（契約電力）

契約電力は、次の各号によって定めるものとします。

（1） 契約電力が 500 キロワット未満の場合、各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 か月の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

① 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 か月の期間の各月の契約電力は、その 1 か月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で同一の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

② 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 か月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 か月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 か月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 か月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値とします。

(2) 契約電力が 500 キロワット以上の場合、契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、1 年間を通じての最大需要電力に基づき、お客さまと当社との協議によって定めるものとします。

(3) 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力を前号によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は第 1 号によって定めるものとします。

第 12 条（料金）

料金は、以下の各号に定める基本料金、電力量料金、予備線料金、予備電源料金、自家発補給電力料金、市場価格調整額、別表 2 によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 3 によって算定された非化石証書費の合計といたします。ただし、基本料金は以下の第 3 号によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとします。

(1) 基本料金

別表 1 に定める基本料金単価および仕様書または契約書に定める契約電力に基づき、次の計算式により算定した金額を 1 か月の基本料金とします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金（力率割引および割増しは適用しません）は半額とします。

基本料金 ＝ 基本料金単価 × 契約電力 × 力率割引または割増

(2) 電力量料金

別表 1 に定める電力量料金単価および 1 か月の使用電力量を用いて、次の計算式により算定した金額を 1 か月の電力量料金とします。

電力量料金 ＝ 電力量料金単価 × 使用電力量

(3) 力率割引および割増し

① 力率は、その 1 か月のうち毎日 8 時から 22 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100 パーセントとします。）とします。

② 力率が 85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。なお、まったく電気を使用しないその 1 か月の力率は 85 パーセントとみなします。

(4) 予備電力

① 予備線料金

a 受電電圧については常時供給と同じ常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合とします。

b 予備線を使用する場合の基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、別表 1

に定める単価を適用します。

c　力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備線によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

②　予備電源料金

a　受電電圧については常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合とします。

b　予備電源を使用する場合の基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、別表 1 に定める単価を適用します。

c　力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電源によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(5)　自家発補給電力料金

お客さまの発電設備等検査、補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、電気の供給を受ける場合の条件および料金は、以下のとおりとします。

①　契約電力はお客さまと当社とで協議のうえ定めます。

②　供給開始の時刻と終了の時刻とをあらかじめ当社に通知するものとします。ただし、事故やその他やむをえない事由によりあらかじめ通知できない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知するものとし、必要に応じて、発電設備の運転に関する記録等の資料を当社に提出するものとします。

③　基本料金は、別表 1 に定める料金単価を適用します。なお、電気をまったく使用しない場合の基本料金は、別表 1 に定める料金単価の半額とします。

④　電力量料金は、以下のとおりとします。

a　原則として使用日の 1 か月前までに当社へ使用の通知を行った場合は、別表 1 の電力量料金単価を適用します。

b　前 a）以外の場合、定期検査または定期補修による場合は、別表 1 の電力量料金単価の 25 パーセントを割増ししたものを適用します。

⑤　お客さまが別途当社と協議をして当社と自家発補給契約を締結し、かつ、契約書で定める契約電力（以下「主契約電力」といいます。）と自家発補給電力を同一計量する場合は、以下のとおりとします。

a　主契約電力と自家発補給電力を同一計量する場合で、その 1 か月の最大需要電力が主契約電力をこえないときは、自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

b　主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合で、自家発補給電力を使用したときの自家発補給電力の最大需要電力は、次に該当するときを除き、

原則として自家発補給料金による契約電力とみなします。

i. 自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計を超え、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合は、自家発補給電力の最大値をその 1 か月の最大需要電力とみなします。

ii. 自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計を超え、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかでない場合は、主契約電力と自家発補給契約電力との比で按分して得た値をその 1 か月の最大需要電力とみなします。

c 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合の使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いたものとします。なお、基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものとします。この場合、いずれを基準とするかは、あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めるものとし、自家発補給電力の使用の都度選択することはできないものとします。

i. 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における主契約電力の各時間帯別の平均電力

ii. 自家発補給電力の使用の前 3 か月間における主契約電力の各時間帯別の平均電力

iii. 自家発補給電力の使用の前 3 か月間における主契約電力の各時間帯別の平均電力

d 自家発補給電力の継続した使用時間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じて得た値を差し引いた値の合計を使用電力量とします。

e 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値を超えないものとします。

(6) 市場価格調整額

市場価格調整額は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）のスポット市場価格（以下「市場価格」といいます。）により変動します。お客さまの需給地点を管轄するエリアの時間帯別の市場価格（以下「市場価格の 30 分値単価」といいます。）と市場価格の 2023 年度平均に基づき当社が設定した価格（以下「当社指定の単価」といいます。）との差分による市場価格調整単価を用いて以下の式により算出します。

ただし、市場価格の単価は 27.5 円/kWh（税込）を上限とし、それを超えた部分は当

社
負担とします。加算または減算の算定については、次の条件 1 及び 2 にて定めるものとします。ただし条件 1 及び 2 のどちらも該当しない場合は、市場価格調整額は 0 円とします。
市場価格調整額＝使用電力量×(±市場価格調整単価)

① 条件 1（加算の場合）
市場価格の 30 分値単価 ＞ 当社指定の単価
② 条件 2（減算の場合）
市場価格の 30 分値単価 ＜ 当社指定の単価

第 4 章 料金の算定および支払い

第 13 条（検針日）
電気の検針は、受電地点または供給地点ごとに、一般送配電事業者が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針日」といいます。）に行うものとします。ただし、高圧で供給する場合で、本約款第 11 条第 1 項第 2 号によって契約電力を定める場合、または、特別高圧で供給する場合は、一般送配電事業者が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行った日にかかわらず毎月 1 日を検針日とします。

第 14 条（料金の算定期間）
1. 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。ただし、お客さまが供給地点を新たに設定し、または供給地点を廃止させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から廃止日の前日までの期間とします。
2. 当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）を通知した場合は、前号の定めにかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）を料金の算定期間とします。ただし、お客さまが供給地点を新たに設定し、または供給地点を廃止させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から廃止日の前日までの期間とします。

第 15 条（使用電力量等の計量）
使用電力量および最大需要電力は、一般送配電事業者が供給地点ごとに取り付けた記録

型計量器により計量する場合、供給電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量するものとします。

第 16 条（料金の算定）

1. 料金は、算定期間を「月」として算定するものとします。ただし、電気の供給を開始または電気需給契約が廃止した場合等により、算定期間が 1 か月に満たない場合は日割計算により算定するものとします。
2. 料金は、電気需給契約ごとに定める料金を適用して算定するものとします。

第 17 条（料金その他の支払方法）

1. お客さまは、料金については毎月、工事費負担金その他の支払いについてはその都度、お客さまが指定する口座からの引き落とし、または電気需給契約に定める方法により、当社に支払うものとします。
2. 前項による支払いは、お客さまの指定する口座から引き落とされたとき、または電気需給契約に定める支払方法による支払いが履行されたときをもって、当社に対する支払いがなされたものとします。

第 18 条（料金の支払義務および支払期日）

1. お客さまの料金の支払義務は、検針日または計量日に発生します。ただし、電気需給契約が廃止した場合は、当該廃止の日とします。なお、特別の事情により電気需給契約の廃止の日以降に検針または計量値の確認を行う場合は、当該検針または確認を行った日とします。
2. 料金の支払期日は、支払い請求書の発行日から 30 日以内とし、お客さまは、当該支払期日までに料金を支払うものとします。ただし、当該日が金融機関の休業日の場合、支払期日は翌営業日とします。また、電気需給契約書に当社が支払期日を記載して提示した場合には、その料金の支払期日は、電気需給契約書に記載された期日とします。

第 19 条（延滞利息）

1. 支払期日を経過してもお客さまが料金を支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
2. 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。) から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 2.5 パーセントの割合 (閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とします。) を乗じて得た金額とします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は 1 円とし、端数については切り捨てるものとします。
3. 延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払うものとします。

第 5 章 使用および供給

第 20 条（適正契約の保持）

当社は、お客さまが契約電力を超えて電気を使用される等、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められると判断した場合は、すみやかにお客さまに通知するものとし、お客さまは、当該契約を適正なものに変更するものとします。

第 21 条（契約超過金）

1. 当社は、契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力を超えて電気を使用した場合、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、契約超過電力に基本料金率を乗じて得た金額をその 1 か月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。なお、契約超過電力とは、その 1 か月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。
2. 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用した月の料金の支払期日までに支払うものとします。

第 22 条（力率の保持）

お客さまは、需要場所の負荷の力率を、85 パーセント以上に保持するよう努めるものとします。

第 23 条（託送供給に関する事項）

当社は、電気を供給するにあたっては、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者が維持、運用する供給設備を介して電気を供給するものとし、お客さまは、託送供給等約款に定める以下の各号に定める事項について同意するものとします。

（1） 一般送配電事業者による需要場所への立入りによる業務の実施

次に定める業務を実施するため、お客さまの承諾を得て一般送配電事業者がお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するものとします。

① 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または記録型計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査

② 次号に定める（保安等に対するお客さまの協力）により必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

③ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

④　記録型計量器の検針または計量値の確認
⑤　本約款第 24 条、本約款第 29 条または本約款第 31 条により必要な処置
⑥　託送供給等約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

(2)　保安等に対するお客さまの協力

①　お客さまは、次の場合には、すみやかにその旨を一般送配電事業者および当社に通知するものとします。

a　お客さまが、引込線、記録型計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

b　お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

②　お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者と当社に通知するものとします。なお、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、当該物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者および当社に通知するものとし、これらの場合において、保安上とくに必要があると当社が判断した場合、お客さまは、その内容を変更するものとします。

第 24 条（供給の停止等）

お客さまが、次の各号のいずれかに該当する場合、一般送配電事業者は、当該託送供給を停止することがあります。

(1)　お客さまの責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
(2)　需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失し、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
(3)　その他、一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項をお客さまが遵守しない場合

第 25 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）

当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止を求める場合があります。

(1)　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
(2)　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事

上やむをえない場合
（3） 系統全体の需要が大きく低下し、一般送配電事業者の調整電源による対策の実施にもかかわらず、一般送配電事業者の原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合
（4） 非常変災の場合
（5） その他電気の需給上または保安上必要がある場合

第 26 条（損害賠償の免責）
1. 当社は、本約款第 25 条によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、その原因が当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
2. 本約款第 24 条によって電気の供給を停止した場合または本約款第 31 条によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が廃止した場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
3. 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

第 27 条（設備の賠償）
お客さまが故意または過失によって、需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、お客さまはその設備について次の金額を賠償するものとします。
（1） 修理が可能である場合は修理費
（2） 亡失または修理が不可能の場合は、帳簿価額と取替工費との合計額

第 6 章 契約の変更および終了

第 28 条（電気需給契約の変更）
1. お客さまはおよび当社は、法令、条例、規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、燃料費等が高騰した場合、本約款が改定された場合、その他当社が必要と判断した場合には、電気需給契約の変更をすることができるものとします。この場合、当社は、あらかじめ変更内容および変更時期を、相当の期間を定めて書面により通知し、変更時期までにお客さまから別段の意思表示が無い場合は、当該変更は承諾されたものとします。
2. 前項の場合において、電気需給契約に定める条項を変更する必要があるときは、お客さま及び当社は協議して書面により定めるものとします。

第 29 条（電気需給契約の廃止）

1. お客さまは、電気需給契約に基づく電気の使用を廃止しようとする場合、あらかじめその廃止期日を定め、廃止期日の 3 か月前までに当社所定の方法により通知するものとします。ただし電力需給契約を締結した日から 1 年以内は、原則として解約することができません。
2. 当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な手続きを行うものとし、お客さまは、必要に応じてこれに協力するものとします。
3. 電気需給契約は、本約款第 31 条および次の各号に定める場合を除き、お客さまが当社に通知した廃止期日に廃止します。

（1） 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、当社にて一般送配電事業者へ確認の上、電気需給契約の廃止日を決定し、当社よりお客さまに通知するものとします。

（2） 当社の責めに帰さない事由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に廃止するものとします。

第 30 条（需給開始後の需給契約廃止または変更に伴う料金および工事費の精算）

当社は、お客さまが、契約電力を新たに設定、または増加した後、1 年に満たないでこれを廃止または減少させる場合で、当社が一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく請求を受けたときは、電気需給契約の廃止または変更の日に料金および工事費の清算にかかる額を、お客さまから申し受けます。

第 31 条（解約等）

1. お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気需給契約の解約をする場合があります。なお、第 1 号、第 2 号および第 3 号に該当する場合は、解約の 15 日前までに当社からお客さまに通知するものとします。

（1） 支払期日を経過してもお客さまが料金を支払わない場合

（2） 支払期日を経過してもお客さまが他の電気需給契約（既に廃止しているものを含みます。）の料金を支払わない場合

（3） 電気需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、工事費負担金その他電気需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合

（4） 本約款第 24 条によって電気の供給を停止されたお客さまが、一般送配電事業者が定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合

2. お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、何ら催告を要することなく、電気需給契約を解除するものとします。

（1） 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算もしくはその他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立て、または解散の決議を行った場合
（2） 仮差押え、仮処分の申立てを受けた場合
（3） 手形不渡り処分を受けた場合
（4） 電子交換所による取引停止処分を受けた場合

第 32 条（電気需給契約廃止後の債権債務関係）

電気需給契約の契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気需給契約の廃止によっては消滅しないものとします。

第 33 条（違約金および損害賠償の免責）

1. お客さまが以下のいずれかに該当した場合として、当社が一般送配電事業者からお客さまが免れた金額の 3 倍に相当する金額として請求を受けた場合、当社はお客さまから当該金額に相当する金額を申し受けます。なお、不正に使用した期間が確認できない場合、6 月以内で一般送配電事業者により決定された期間となります。

（1） 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合
（2） 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用した場合
（3） 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
（4） お客さまが動力電力を利用されている場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合

第 7 章 工事費の負担

第 34 条（記録型計量器等の取付け）

1. 料金の算定上必要な記録型計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の 2 次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。） については一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、原則として、一般送配電事業者が選定、所有し、一般送配電事業者の負担で取り付けるものとします。ただし、お客さまの希望によって記録型計量器の付属装置を施設する場合または変成器の 2 次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客さまの負担により、お客さまで取り付けていただく場合があるものとします。
2. お客さまの希望によって記録型計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、実費相当額をお客さまから申し受けます。

第 35 条（供給設備の工事費負担金）

お客さまが契約電力を増加される場合で、これにともない新たに供給設備の工事が必要となる場合、または、契約電力等の増加にともなわず、お客さまの希望によって供給地点への一般送配電事業者の供給設備を変更する場合において、一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく工事費の負担を求められたときは、お客さまはその負担金を支払うものとします。

第 8 章 その他

第 36 条（反社会的勢力の排除）

1. お客さまは、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）および以下の各号のいずれか一にでも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

（1） 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

（2） 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（3） 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

（4） 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
（5） 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。
（1） 暴力的な要求行為
（2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
（3） 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
（4） 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
（5） その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、お客さまが第１項または前項に違反した場合は、お客さまが当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに電気需給契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、解除されたお客さまの受けた損害について、一切の賠償の責めを負わないものとします。

第 37 条（管轄裁判所）

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて、お客さままたは当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 38 条（本約款の実施日）

本約款は 2025 年 4 月 1 日より施行するものとします。

本約款の 2026 年 11 月 1 日改定は、2026 年 11 月 1 日より施行するものとします。

別表 1 標準料金表

（1） 基本料金単価

1 月当たりの基本料金単価は、電力供給地点管内の一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるものを基準とし、次表のとおりに定めるものとする。その金額には、消費税および地方消費税相当額を含むものとします。

電圧区分	基本料金単価（円/kW）
高圧	729 円 85 銭
特別高圧	486 円 18 銭

（2） 電力量料金単価

1 月当たりの電力量料金単価は、電源調達費、託送従量料金単価、事業運営費の合計とし、それぞれ次の表に定めるものとします。その金額には、消費税および地方消費税相当額を含むものとします。

① 電源調達費

当社指定の方法により算出したものとします。ただし経済情勢の変化や燃料費等が高騰した場合等、その他当社が必要とした場合には変更する場合があります。

② 託送従量料金単価

電力供給地点管内の一般送配電事業者の託送約款等に定めるものとします。

③ 事業運営費

高圧または特別高圧ともに、一律 9.9 円/kWh（税込み）とします。

電圧区分	電力量料金単価（円/kWh）
高圧	23 円 07 銭
特別高圧	21 円 34 銭

（3） 予備電力または自家発補給電力基本料金単価

1 月当たりの基本料金単価は、電力供給地点管内の一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるものを基準とし、次表のとおりに定めるものとする。その金額には、消費税および地方消費税相当額を含むものとします。

契約種別	電圧区分	基本料金単価（円/kW）	備考
予備線	高圧	122円74銭	電力供給地点管内の一般送配電事業者の託送供給等約款「予備送電サービスA」の単価を参照
	特別高圧	89円19銭	
予備電源	高圧	185円76銭	電力供給地点管内の一般送配電事業者の託送供給等約款「予備送電サービスB」の単価を参照
	特別高圧	120円26銭	
自家発補給電力	高圧	795円87銭	常時供給時の基本料金単価×1.1
	特別高圧	524円57銭	常時供給時の基本料金単価×1.1

別表2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1．再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とします。

2．再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

（1） 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に前項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定するものとします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は1円とし、その端数は切り捨てとします。

別表3 非化石証書費

（1） 非化石証書費の算定

1か月の使用電力量を用いて以下の計算式により算定される金額とします。

非化石証書費 ＝ 使用電力量 × 非化石証書単価

（2） 非化石証書単価

算定に使用する非化石証書単価は以下のとおりとします。

使用電力量1キロワット時につき	0円00銭

※非化石証書はJEPXが管理する非化石価値取引市場での取引によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。

（3） 非化石証書単価の改定

当社は、非化石証書の調達価格の大幅な変更等により、非化石証書の調達が困難になった場合、その他、当社が必要と判断した場合は、毎年4月1日時点において、非化石証書費の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することが出来るものといたします。

以上